

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年	支払方法		
			登記簿面積 m ²						
1	有限会社 こおげ農業開発センター (B:定款等を省略)	八頭町稲荷字井古向 120	田	2,805.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和元年06月01日 令和04年04月30日	4,830	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		八頭町稲荷字井古向 121-1	田	2,430.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町稲荷字上荒木 265	田	2,267.00	賃借権 水田		4,786		
		八頭町稲荷字上荒木 266	田	2,274.00	賃借権 水田		4,771		
		八頭町下峰寺字津具田 12	田	2,244.00	賃借権 水田		4,879		
		八頭町下峰寺字津具田 19	田	2,983.00	賃借権 水田		4,827		
		八頭町下峰寺字津具田 20	田	3,094.00	賃借権 水田		4,831		
		八頭町大門字下深田 358-2	田	939.00	賃借権 水田		958		
		八頭町池田字畑ヶ田西分 694	田	2,168.00	賃借権 水田		4,866		
				9 件 計 21,204.00					
2	有限会社 こおげ農業開発センター (B:定款等を省略)	八頭町下峰寺字下後川 72	田	3,018.00	賃借権 水田	2年 10か月 令和元年06月01日 令和04年03月31日	4,837	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		八頭町市谷字河原田 58	田	1,787.00	賃借権 水田		4,756		
		八頭町市谷字入料免 44	田	2,209.00	賃借権 水田		4,775		
				3 件 計 7,014.00					
3	有限会社 田中農場 (B:定款等を省略)	八頭町奥谷字深田 256	田	2,835.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和元年06月01日 令和04年04月30日	5,798	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		八頭町奥谷字前田 105-1	田	1,606.00	賃借権 水田		5,977		
		八頭町奥谷字落コ溝 267	田	2,853.00	賃借権 水田		5,783		

八頭町花原字橋詰 294-2	田	2,189.00 (内 889.00)	賃借権 水田	2,362
八頭町花原字三反田 215-1(A)	田	2,965.00 (内 970.00)	賃借権 水田	2,752
八頭町花原字三反田 215-1(B)	田	2,965.00 (内 969.00)	賃借権 水田	2,755
八頭町宮谷字イモフ田 107-2	田	1,678.00	賃借権 水田	4,976
八頭町宮谷字上石房 209-1	田	2,122.00	賃借権 水田	4,995
八頭町宮谷字竹股 154	田	1,444.00	賃借権 水田	3,988
八頭町山田字岡ノ前 82	田	1,347.00	賃借権 水田	4,974
八頭町山田字岡ノ前 83-1	田	1,558.00	賃借権 水田	4,685
八頭町山田字岡ノ前 83-2	田	42.00	賃借権 水田	4,761
八頭町山路字小畑 6-5(A)	田	2,887.00 (内 1,040.00)	賃借権 水田	2,000
八頭町山路字小畑 6-5(B)	畑	2,887.00 (内 850.00)	賃借権 普通畑	2,000
八頭町山路字小畑 6-5(C)	畑	2,887.00 (内 700.00)	賃借権 普通畑	1,885
八頭町山路字小畑 6-5(D)	田	2,887.00 (内 297.00)	賃借権 水田	1,885
八頭町石田百井字岡見前下分 985	田	2,455.00	賃借権 水田	4,826
八頭町石田百井字下道正田 878	田	2,311.00	賃借権 水田	4,868
八頭町石田百井字中道 951	田	1,555.00	賃借権 水田	4,758
八頭町門尾字上河原 92	田	3,334.00	賃借権 水田	4,994
八頭町門尾字前河原 107-2	田	2,380.00	賃借権 水田	4,831
		21 件 計 47,187.00 (内 33,235.00)		

4	有限会社 田中農場 (B: 定款等を省略)	八頭町花原字三反田 215-1(C)	畑 2,965.00 (内 1,026.00) 1 件 計 2,965.00 (内 1,026.00)	使用貸借 普通畑	2年 11か月 令和元年06月01日 令和04年04月30日	0	—	—
5	有限会社 田中農場 (B: 定款等を省略)	八頭町久能寺字名本 1235	田 1,933.00 1 件 計 1,933.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和元年06月01日 令和04年05月31日	4,733	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
6	有限会社 田中農場 (B: 定款等を省略)	八頭町延命寺字井手口 49 八頭町延命寺字休ノ前 35-1	田 1,980.00 田 2,412.00 2 件 計 4,392.00	賃借権 水田 賃借権 水田	0年 10か月 令和元年06月01日 令和02年03月31日	5,000 4,995	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
7	有限会社 田中農場 (B: 定款等を省略)	八頭町延命寺字老ツ森 57 八頭町延命寺字老ツ森 65 八頭町延命寺字小泓 213-1 八頭町延命寺字大ヒヤリ 191 八頭町延命寺字大ヒヤリ 192 八頭町延命寺字薬師ノ元 83-1	田 2,722.00 田 2,599.00 田 2,876.00 田 2,962.00 田 3,008.00 田 2,842.00 6 件 計 17,009.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	1年 10か月 令和元年06月01日 令和03年03月31日	4,831 4,828 4,763 4,844 4,837 4,873	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
8	山上 和子	八頭町船岡字向西法寺 1746	畑 3,274.00 1 件 計 3,274.00	賃借権 普通畑	10年 0か月 令和元年06月14日 令和11年06月13日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

9	大村 祥一郎	八頭町富枝字隈田 666	田 1,871.00 1 件 計 1,871.00	賃借権 水田	9年 11か月 令和元年06月01日 令和11年04月30日	玄米30kg	物納	—
10	大村 祥一郎	八頭町中字三所場 885	田 1,940.00 1 件 計 1,940.00	使用貸借 水田	9年 11か月 令和元年06月01日 令和11年04月30日	0	—	—
11	農事組合法人 八頭船岡農場 (B:定款等を省略)	八頭町石田百井字落岩 658-1 八頭町船岡字大境 939-1 八頭町破岩字小深田 78	田 1,237.00 田 1,580.00 田 1,441.00 3 件 計 4,258.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和元年06月01日 令和04年05月11日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
12	農事組合法人 八頭船岡農場 (B:定款等を省略)	八頭町日下部字淀 1678-1 八頭町日下部字淀 1678-2 八頭町福井字向島 38	田 700.00 田 326.00 田 1,201.00 3 件 計 2,227.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和元年06月01日 令和04年05月31日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
13	高田 豊実	八頭町安井宿字横田前 1416-1 八頭町安井宿字前田 1477 八頭町新興寺字岸ノ下 782	田 891.00 田 2,030.00 田 2,836.00 3 件 計 5,757.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	9年 11か月 令和元年06月01日 令和11年04月30日	0 0 0	—	—
14	高田 豊実	八頭町安井宿字横田前 1419 八頭町新興寺字岸ノ下 783	田 2,052.00 田 2,801.00 2 件 計 4,853.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 11か月 令和元年06月01日 令和06年04月30日	0 0	—	—

15	上田 大輔	八頭町徳丸字諸田 1239-1 八頭町徳丸字諸田 1239-2	田 1,037.00 田 1,800.00 2 件 計 2,837.00	賃借権 水田 賃借権 水田	14年 11か月 令和元年06月01日 令和16年04月30日	7,927 7,928	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
16	望月 真也	八頭町徳丸字諸田 1240	田 3,786.00 1 件 計 3,786.00	賃借権 水田	14年 11か月 令和元年06月01日 令和16年04月30日	7,926	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
17	安部 公吉	八頭町別府字後井手 235	田 549.00 1 件 計 549.00	使用貸借 水田	9年 11か月 令和元年06月01日 令和11年04月30日	0	—	—
18	株式会社 東部コントラクター	八頭町国中字細田 529 八頭町石田百井字柳ヶ坪 650-1 八頭町池田字梨子ヶ坪 752 八頭町池田字梨子ヶ坪 753	田 1,183.00 田 1,837.00 田 2,613.00 田 2,011.00 4 件 計 7,644.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和元年06月01日 令和04年04月30日	5,000 5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
19	山崎 儀章	八頭町市場字杉縄手 542-4	田 779.00 1 件 計 779.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和元年06月01日 令和04年04月30日	2,695	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
20	農事組合法人 八頭船岡農場 (B:定款等を省略)	八頭町船岡字捨井二番 1198-1 八頭町船岡字馬場崎三番 2062	田 1,777.00 田 1,228.00 2 件 計 3,005.00	賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和元年06月01日 令和06年04月30日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

21	山上 和子	八頭町船岡字青木 1778	田	1,040.00	賃借権 水田	5年 7か月 令和元年06月01日 令和06年12月31日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		八頭町隼郡家字源氏田 544	田	1,000.00	賃借権 水田		5,000		
		八頭町隼郡家字源氏田 545-A	田	1,930.00 (内 965.00)	賃借権 水田		5,000		
		八頭町隼郡家字源氏田 545-B	田	1,930.00 (内 965.00)	賃借権 水田		5,000		
				4 件 計 5,900.00 (内 3,970.00)					
22	岡崎 昭都	八頭町市谷字前田 127-1	田	1,416.00	賃借権 水田	3年 10か月 令和元年06月01日 令和05年03月31日	2,542	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		八頭町市谷字前田 127-3	田	117.00	賃借権 水田		2,820		
				2 件 計 1,533.00					
23	山根 朋和	八頭町下濃字前野 282	田	560.00	賃借権 水田	5年 7か月 令和元年06月01日 令和06年12月31日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		八頭町下濃字前野 283	田	947.00	賃借権 水田		5,000		
		八頭町下濃字背戸田 315-1	田	3,448.00	賃借権 水田		5,000		
		八頭町隼郡家字屋敷田 598	田	2,341.00	賃借権 水田		5,000		
		八頭町隼郡家字屋敷田 599	田	1,443.00	賃借権 水田		5,000		
							5 件 計 8,739.00		

1 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

A (略)

B 公告があった他の農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であって内容に変更がない場合。

(以下 略)

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。